

新型コロナウイルスに対する当社の対応

新型コロナウイルスでの入院給付金のお取扱いについては、医師による診断が必要であり、医療機関に入院している場合に支払い対象とさせていただきます。

尚、検査により陽性と判断されたか否かに関わらず、医師の指示により医療機関に入院している場合は、入院給付金の支払い対象とさせていただきます。

また、医療機関の事情により、陽性と判断されても直ちに入院できず、臨時施設（ホテル・ご自宅）で医師の指示により療養されている場合も入院給付金の支払い対象とさせていただきます。

※当社保険の責任開始日前に既に罹患されていた場合は対象外とさせていただきます。

お客様からの当社へのご質問

質問1)新型コロナウイルスに感染した場合、保険は出るの？

答 え)

ご安心下さい、入院保険の適用となります。

入院の日数に応じて、給付金をお支払いさせていただきます。

質問2)陽性と診断された場合で、ホテル療養になっても入院になるの？

答 え)

ご安心下さい、入院保険の適用となります。

医師の指示により指定のホテル療養された場合も入院保険の適用として給付金をお支払いさせていただきます。

質問3)陽性と診断された場合で、自宅療養となった場合も入院となるの？

答 え)

ご安心下さい、入院保険の適用となります。

医師の指示により自宅療養をされた場合も入院保険の適用として給付金をお支払いさせていただきます。